

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6 月26日
【会社名】	株式会社メンバーズ
【英訳名】	M e m b e r s C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 剣持 忠
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海一丁目 8 番10号
【電話番号】	0 3 - 5 1 4 4 - 0 6 6 0
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 小峰 正仁
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海一丁目 8 番10号
【電話番号】	0 3 - 5 1 4 4 - 0 6 6 0
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 小峰 正仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年6月22日開催の当社第22期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭

総額 92,190,000円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 当社は、コーポレートガバナンス体制の一層の強化および企業価値の向上を図るために、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員でない取締役に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除など、監査等委員会設置会社への移行に係る所要の変更を行うものであります。

ロ 当社株式の流動性の向上および将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を確保するため、現行定款第5条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行20,000,000株から40,000,000株とするものであります。

ハ 取締役が積極的な経営判断を行えるよう、取締役の損害賠償責任の責任免除について、損害賠償責任を法令の限度において免除することを取締役会決議とすべく所要の変更を行うものです。

ニ 有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）と責任限定契約を締結することができる旨を規定するものです。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、剣持 忠、小峰 正仁の2氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、甘粕 潔、徳久 昭彦、金井 政明、玉上 進一の4氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額150百万円以内と定める。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）のストックオプションに関する報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）のストックオプションの報酬額を年額50百万円以内と定める。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	84,657	61	6	（注）1	可決 99.9
第2号議案	83,430	1,288	6	（注）2	可決 98.5
第3号議案					
剣持 忠	84,663	58	3	（注）3	可決 99.9
小峰 正仁	84,660	61	3		可決 99.9
第4号議案					
甘粕 潔	84,658	63	3	（注）3	可決 99.9
徳久 昭彦	83,443	1,278	3		可決 98.5
金井 政明	84,658	63	3		可決 99.9
玉上 進一	84,654	67	3		可決 99.9
第5号議案	84,582	136	6	（注）1	可決 99.8
第6号議案	83,384	1,334	6	（注）1	可決 98.4
第7号議案	84,586	132	6	（注）1	可決 99.8

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上